

保育士等 キャリアアップ 研修テキスト



保護者支援・ 子育て支援

第2版

監修 秋田喜代美・馬場耕一郎

編集 矢萩恭子



中央法規

監修のことば

本テキストは、平成 29 年 4 月に厚生労働省から出された通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号）により保育士等キャリアアップ研修を実施していただくにあたり、そのガイドラインの理念や考え方に基づき作成されたテキストになります。平成 28 年 12 月に保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議から出されました「調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ：保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について」にその考え方は書かれています。

キャリアアップ研修のねらいは、保育士等がキャリアパスを見通し、保育所においてリーダー的職員を育成することにあります。つまり、保育所においてすでに一定以上の実践経験をおもちで、ミドルリーダーやリーダーとしての意識をもち、保育所の保育の質向上、職員の資質向上のキーパーソンとなる方、なろうとする方のための研修になります。したがって、テキストにおいても、これから保育士になっていかれる養成校でのテキストとは差別化を図っています。

第一には、基礎的な知識を伝達しスキルを習得することで、現場に行き教えられるという段階の基礎知識のテキストではなく、そのような基本的な考え方や概念をもとにしながら、「最新の動向を知る」ことや、基本の上により深くその知識を自らの保育所の実践とつなげて意味づけ考えることができるためのテキストを企画段階で目指したものであるということです。保育士等の専門性は多様な事例を知ることによって、判断に基づく行動ができることにあります。したがってその「事例知識」を各園の実情を踏まえて共有できるテキストにするということが求められます。

第二には、リーダーは、自分で実践ができるというだけでなく、これまでの経験を踏まえて「この分野なら私が専門的にわかる」という得意や専門分野をもち、責任をもってほかの保育士等を指導・助言できたり、組織、保育所全体をリードするための実践的知識を伝えられるようにするということがあります。「議論の最終取りまとめ」においても「研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑かつ主体的に受講者が知識や技能を修得できる。効果的な演習やグループ討議を行うため、各園の創意工夫や課題を持ち寄って、自園の保育内容と関連付けた研修内容とすること等が考えられる」と述べられています。つまり、自らの経験をなんとなくわ



かっているだけではなく、説明できたり、そのポイントを意識化し言語化できることが大事になっています。

そこで、本テキストは、皆さんの経験や知識を書き込むことで完成するマイ・テキスト、各園の実情と研修を一緒に受けた人たちとの事例をもとにして初めてできあがる私たちの(Our)テキストという、ワークブック的な演習課題を入れたテキストとなっています。皆さんが受講した研修の軌跡を通して語り合ったり考えたことの道筋をたどり、完成させ創り出すものとなっています。同時に、この考え方や知識だけは核にしながらかえてほしいということだけが記載されています。それに肉づけをするのは、研修に参加する皆さんとその場での講師の自律性にゆだねられる余地をつくっています。

第三には、本分野の研修を受けた後で振り返ったときに、こんなことを学んだよと自身の所属する保育所に持ち帰っていただくと同時に、ほかの保育士等とともに振り返ることができる、対話のきっかけとなる研修のアイデアになることも、テキストのなかに書き込まれることを願っています。

現在、「主体的・対話的で深い学び」が子どもたちに求められています。それは保育士自身も経験することが大切です。マイ・テキストとなったテキストを持ち帰り、それが一つのきっかけになって園内研修の一つの窓になる、自園だけではなく、他園から学ぶ事例もあるということが可能になるように企画をしました。

ですから、研修に参加して終わりではなく、学んだことが保育所で実際に共有され活かされることで、保育の質の向上が図られることを願っています。どの保育所でも、現状認識の把握から始まり、当該分野に関してよりよい知恵を皆が共有でき、保育所において次のよりよい保育を創ろうとすることが、真にリーダーがリーダーとしてのはたらきをすることにつながると考えます。

本テキストは、皆さんが主人公、そして出会った講師や研修をともに受ける人との得がたい経験が埋まって初めてつくられるテキストです。教科書というイメージとは異なりますが、誰もがどこでも使えることで、保育所の学びの軌跡となることを監修者として願っています。

秋田喜代美
馬場耕一郎

はじめに

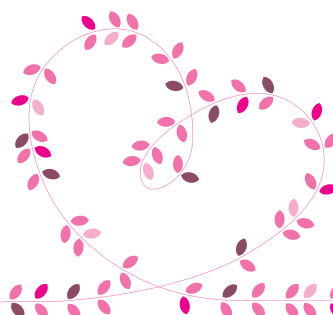
「子育て支援」という言葉は、1990（平成2）年のいわゆる「1.57ショック」を契機として、国の少子化対策が始まったときに登場しましたが、少子高齢化の流れはとどまることなく、わが国は、世界最高水準の老年人口と世界最低水準の年少人口を抱える国となっています。

その後、1999（平成11）年改定の保育所保育指針で、保育所が、地域における子育て支援という社会的役割を担う必要性が明記され、さらに、2015（平成27）年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、地域のすべての子育て家庭への支援を基本とした「子育て支援」の充実が図られました。2017（平成29）年3月告示の保育所保育指針では、2008（平成20）年版指針の「第6章 保護者に対する支援」が、「第4章 子育て支援」となり、保育所を利用している保護者、地域の保護者等いずれに対しても、保育所の特性、保育士等の専門性を活かして“地域に開かれた子育て支援”を推進することが謳われています。

本巻では、子どもや子育てをめぐる社会状況の変化を背景として、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、その幸せと命の“泉”となり、“防波堤”となる保育所や保育士等の専門性について著しました。第1章では、現行の保育所保育指針に基づいて、保護者支援・子育て支援の意義と基本原則を確認します。第2章では、保護者に対する相談援助に関する理論とその展開過程について、具体的に学びます。第3章では、“地域に開かれた”社会資源としての保育所の役割をあらためて考えていきます。第4章では、児童虐待の予防について、子どもの“人権”という視点から、保育所および保育士等が果たすべき役割を振り返ります。第5章では、子育て支援のみならず、保育所保育全体を通じて求められる関係機関、専門機関などの社会資源、地域資源等との連携・協働のあり方について考えます。

このたび、法令等の改正に伴い、若干の改訂を行っていますが、ミドルリーダーとして、あらためて自らの役割を意識し、園の具体的な体制と方法を構築していきましょう。

矢萩恭子



受講にあたって

■本書の使い方

本書は「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日雇児保発0401第1号）に定められた「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の「分野別リーダー研修の内容」に準拠しています。

表 分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保護者支援・子育て支援	・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用	・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・ 保育所の特性を活かした支援 ・ 保護者の養育力の向上につながる支援 ・ 保護者に対する相談援助の方法と技術 ・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 ・ 社会資源 ・ 地域の子育て家庭への支援 ・ 保護者支援における面接技法 ・ 虐待の予防と対応等 ・ 虐待の事例分析 ・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・ 「子どもの貧困」に関する対応

都道府県が実施主体となって行われる同研修での受講に使いやすいよう、各節の始まりと終わりには演習課題を設け、単なる知識の習得に終わらずに、学んだ内容を受講生が持ち帰り、ほかの保育士等に説明・研修できることを目指しています。ですから、研修を受講して終わりではなく、本テキストを「マイ・テキスト」として、園内研修等で活用してください。

①導入の演習 ②講義 ③まとめの演習

第1節 保護者に対する子育て支援の機能と役割

この節のねらい

- 保護者に対する子育て支援の必要性やその意義がわかり、ほかの職員に譲り得る。
- 保護者に対する子育て支援の機能のわかり、実践に活かすことができる。
- 保護者に対する子育て支援における保育士等の役割のわかり、ほかの職員に譲り得る。

演習1 入所希望の保護者には、どのような業務上の問題や課題がみられますか？ 思いつづきのものをストップしてみましょう。

演習2 演習1であげた課題に対応するために、(保育士として、あるいは保育所全体として)どのような支援を行っていますか？

保育所における二つの子育て支援

1990年代以降、少子化を背景とした子育て支援施策が実施されてきており、施設でさまざまな課題について支援の体制が構築されています。その中心の役割

演習3 児童福祉法における保育者の子育て支援

児童福祉法 この法律で、保育士は、第1条の第1項第3号の委任を受け、保育士の資格を有し、専門的知識と技能を有して、児童福祉法第100条第1項に定める保育に関する業務を行うことを要する者という。

第4条第4号 保育所は、当該児童が安全として利用される施設の目的に対してその目的を達成し、児童の生活を営み、また、その目的を達成するために必要に応じて、乳児、幼児の保育に関する業務に並び、及び幼児を行うための助けを行わなければならない。

も別な保育所には、第1-1の上記より、保護者に対する二つの子育て支援が求められています。

一つは、保育所を利用している保護者に対する子育て支援であり、保育士が保育所の中で実施するものです。児童福祉法第100条4号、2011年、**幼児の子育て支援の推進に関する子育て支援と児童福祉法**、保育に支障がない範囲で行うものとされています。児童福祉法第100条4号、例えば、**地域子育て支援拠点事業**や**子育て支援センター**の開設などを実施するものですが、施設内保育所内での保育、保育所が主体に行うさまざまな活動があげられます。

子育てをめぐる課題と子育て支援の必要性

このように子育て支援の必要性の演習には、次のような子育てをめぐる課題があげられています。

社会の変化と子育て負担の増大

現代では、職業生活や家族の関心の多様化によって、子育ては多岐にわたって、より多岐にわたるものになってきています。かつては、きょうだい姉妹の子どもを育てながら、自然に子育ての経験を得ることが多かったが、現代では子どもを育てながら働く人が増えています。そのため、子どもを育て

まとめの演習

あなたの勤務する保育所には、保護者に対する子育て支援に関する目標として、どのようなものがあっていますか？ また、これら保育所全体で共有したい子育て支援の目標として、どのようなものが考えられますか？ 掲げた子育て支援の目標の役割を明らかにして、書き込んでください。

グループになり、上の演習であげた理念や目標を共有し、共有しましょう。

- 現在の自分の知識や保育所の現状を把握します
- ほかの受講生の保育所との違いを認識します
- 視点や知識を習得します
- リーダーとしての立ち位置、協働の仕方を学びます
- 学んだことを振り返り、自分のものにします
- 持ち帰って園内研修等で活用する演習も一部含まれます

開催者の準備

- あると便利なもの
- ホワイトボード
 - 白紙、模造紙等（グループの数分）
 - 付箋
 - 保育所保育指針（解説）
 - マーカー
 - 実物投影機

研修に持参していただく資料

各章の演習では、研修当日に受講生に持参していただく資料があります。本巻については以下のとおりです。

章・節	持ち物	備考
全章共通	あなたの勤務する保育所が行っている保護者支援・子育て支援に関する資料（例：事業計画・事業報告書類、相談記録等、事業内容やイベント等の案内、チラシ、スケジュール表、一時預かりや園外保育の案内、園だより、掲示物、活動の様子の写真など）	持ち出し資料については施設長の許可を得てください

凡例

本書は原則的に、以下のとおり用語の統一をしています。

- 保育所、園、保育園 → 保育所
- 保育者、保育士、保育士等 → 保育士等

CONTENTS

監修のことば
はじめに
受講にあたって

第1章 保護者支援・子育て支援の意義

第1節 保護者に対する子育て支援の機能と役割……………002

演習1 演習2

保育所における二つの子育て支援／子育てをめぐる課題と子育て支援の必要性／保護者に対する子育て支援の理念／子育て支援における保育所の機能と役割

まとめの演習

第2節 保護者に対する子育て支援の基本……………008

演習

子どもの最善の利益の考慮／子育て支援における子どもの最善の利益の考慮／保護者の養育力の向上／受容と自己決定の尊重／秘密保持とプライバシーの保護

まとめの演習

第3節 保育所の特性を活かした保護者に対する子育て支援……………014

演習1 演習2

保育所の特性を活かした子育て支援／子育て支援における保育士の専門性の活用／日常の保育を活用した子育て支援

まとめの演習

第2章 保護者に対する相談援助

第1節 保護者に対する相談援助の方法と技術……………022

演習1 演習2

相談援助とは／相談援助における態度／相談援助における面接技術

まとめの演習

第2節 保護者に対する相談援助の展開過程……………030

演習1 演習2

相談援助の展開過程

まとめの演習

第3章 地域における子育て支援

第1節 地域の子育てにかかわる社会資源…………… 042

演習

社会資源とは／子育て支援にかかわる機関・人／地域の社会資源としての保育所／地域における子ども・子育て支援事業の取組み

まとめの演習

第2節 地域の子育て家庭に対する支援の実際…………… 049

演習1 演習2 演習3

地域に開かれた保育所としての役割／地域の子育ての拠点としての役割／地域の子育て拠点を運営するにあたっての留意点／一時預かり事業を実施する役割

まとめの演習

第3節 地域の保護者に対する相談の実際…………… 058

演習

保育士等が行う「相談援助における態度」／個別の相談援助活動／グループの力を使った相談援助活動／保育のプロ集団としての限界

まとめの演習

第4章 虐待予防

第1節 児童虐待への理解…………… 068

演習1 演習2 演習3

児童虐待のとらえ方／児童虐待の現状／児童虐待による子どもへの影響／児童虐待の発見・予防・対応／児童虐待に関する法改正の動向

まとめの演習

第2節 児童虐待を受けたと思われる児童への支援…………… 077

演習1 演習2 演習3

保育所が虐待にかかわるという視点／虐待への対応——ネグレクトを例に／保育所の特性・保育士の専門性を活かした支援／組織としての虐待対応

まとめの演習

第5章 関係機関との連携、地域資源の活用

第1節 保護者に対する子育て支援にかかわる関係機関・専門職との連携……………086

演習1 演習2

この章で学ぶこと／保育所に求められる関係機関等との連携・協働／連携を必要とする関係機関や専門職／関係機関・専門職との連携における留意点／子どもの貧困をめぐる問題

まとめの演習

第2節 保護者に対する子育て支援における地域資源の活用……………099

演習1 演習2

地域資源とは／個別配慮を要する親子に対する地域資源を活用した支援の必要性／個別配慮を要する親子に対する地域資源の活用の実例——障害や発達上の課題がみられる場合／個別配慮を要する親子に対する地域資源の活用の実例——地域の保護者等に対する子育て支援の場合／地域資源の活用における成果と課題

まとめの演習

資料……………113

演習の進め方……………117

より深い学びに向けて……………125

受講の記録……………127

監修・編集・執筆者一覧

第1章

保護者支援・子育て支援の 意義



第 1 節

保護者に対する子育て支援の機能と役割

この節のねらい

- ・保護者に対する子育て支援の必要性やその意義がわかり、ほかの職員に説明できる
- ・保護者に対する子育て支援の理念がわかり、実践に活かすことができる
- ・保護者に対する子育て支援における保育士等の役割や機能がわかり、ほかの職員に説明できる

演習 1 入所児童の保護者には、どのような養育上の問題や課題がみられますか？ 思いつくものをリストアップしてみましょう。

演習 2 演習 1 であげた課題に対応するために、(保育士として、あるいは保育所全体として) どのような支援を行っていますか？

📌 保育所における二つの子育て支援

1990年代以降、少子化を背景とした子育て支援施策が推進されており、現在ではさまざまな分野において多様な取組みが展開されています。その中心的役割

メモ

表 1-1 児童福祉法における保育所の子育て支援

<p>児童福祉法</p> <p>第 18 条の 4 この法律で、保育士とは、第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第 48 条の 4 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。</p>
--

を担う保育所には、表 1-1 のとおり、保護者に対する二つの子育て支援が求められています。

一つ目は、保育所を利用している保護者に対する子育て支援であり、保育と並ぶ保育士の法定業務とされています（児童福祉法第 18 条の 4）。二つ目は、**地域の子育て家庭の保護者に対する子育て支援**であり、保育に支障がない範囲で行うものとされています（児童福祉法第 48 条の 4）。例えば、**地域子育て支援拠点事業**や**一時預かり事業**などの補助金を得て実施するもののほか、園庭開放や体験保育等、保育所が独自に行うさまざまな活動があげられます。

📌 子育てをめぐる課題と子育て支援の必要性

このような子育て支援の必要性の背景には、次のような子育てをめぐる課題がかかっています。

■社会の変化と子育て負担の増大

現代では、核家族化や地域との関係の希薄化によって、子育ては各家庭において、とりわけ母親が中心となって担うものとなっています。かつては、きょうだいや地域の子どもの世話を通して、自然に子育ての学習機会を得ることができましたが、現代ではそうした機会も失われつつあります。そのため、子どもの誕生

メモ

🗨️ 用語

保護者に対する保育に関する指導（保育指導）

保育指導とは、保育所保育指針解説によれば、「保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」であり、「子どもの保育に関する専門性を有する保育士が、各家庭において安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力の向上につながることを目指して、保育の専門的知識・技術を背景としながら行うもの」と説明されている¹⁾。

🔍 参照

「地域の子育て家庭の保護者に対する子育て支援」第 3 章第 2 節（49～57 頁）

🔍 参照

「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」第 3 章表 3-2（47 頁）、第 3 章第 2 節（49～57 頁）

用語

育児不安

子どもの姿や将来に対する漠然とした不安、自分の子育てに対する不安を感じる事。育児不安は、①子どもの欲求が理解できないこと、②具体的心配事が多く、それが解決されないままとなっていること、③子どもとの接触経験・育児経験の不足、④夫の育児への参加・協力がないうこと、⑤近所に話し相手がないこと等がその要因と考えられる²⁾。

参照

「虐待発生のリスク要因」第4章第1節（69頁）

補足説明

教育基本法第10条（家庭教育）にも、保護者が、子どもの教育に対する第一義的責任を有することが記されている。

以前に、乳幼児とかかわったことのない保護者も少なくありません。こうした状況は、**育児不安**の一因となっています。

このように、家族規模が縮小し、地域との関係も希薄化している現代においては、子育てを助けてくれる身近な存在も見つけにくく、母親に子育ての負担が集中しやすい状況があるのです。

■子育てをめぐる母親への圧力

日本における子育ては、性別役割分業意識のもとに、主に母親が中心的に担っています。しかし、子育て中の母親には、社会からの厳しいまなざしが向けられることも少なくありません。日本には「母親ならば自分を犠牲にしても子どもを優先すべき」といった母親規範意識や、「子どもが3歳になるまでは母親の手で育てるべき」という、いわゆる3歳児神話の考え方が根強く残っています。このような社会の認識も、母親にとって大きな重圧となっています。

■さまざまな養育課題と虐待発生のリスク

子育ての課題には、養育スキルの不足や育児不安といった保護者側の要因だけでなく、子ども側の要因、社会的要因、家族関係等、さまざまな側面がかかわっています。例えば、子ども側の要因として障害児や未熟児等の育てにくさ、社会的要因として経済的困窮、親族や地域からの孤立等があげられます。これらの問題は、**虐待発生のリスク要因**となっています³⁾。

👉 保護者に対する子育て支援の理念

子どもの健全な育ちが保障されにくい現代においては、社会全体で子育てを支援していくことが必要となっています。

児童福祉法には、表1-2のとおり、子どもはその発達を保障される権利を有しており（第1条）、「子どもの最善の利益」が優先して考慮されるべきこと（第2条第1項）、そのために子育てに第一義的責任をもつ保護者（第2条第2項）とともに、国や地方公共団体がその責任を負うこと（第2条第3項）が明記されています。

メモ

表 1-2 児童福祉法における子どもの権利と養育責任

児童福祉法

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、「**児童の権利に関する条約**」（以下、子どもの権利条約）では、子どもの発達にとって重要な親や家族の支援を通して、子どもの発達や権利を保障する必要性が示されています。つまり、保護者に対する子育て支援は「子どもの最善の利益」の確保を目指して行う取組みであり⁴⁾、保育士等には、保護者が適切に養育責任を果たせるよう支えていくことが求められています。

ただし、これは保護者に責任を押しつけたり、自己責任で子育てをするよう要請したりすることではありません。保護者に対する子育て支援は、保護者が子育ての主体として、子どもの最善の利益を考慮した適切な養育ができるようはたらきかけるものであることに留意が必要です。

用語

児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年に国際連合総会において採択され、日本は1994年に批准している。

📌 子育て支援における保育所の機能と役割

3頁で述べたとおり、保育所を利用している保護者に対する子育て支援は、保育士の法定業務とされており、保育所保育指針「第1章 総則」には表1-3の

メモ

表 1-3 保育所保育指針第 1 章における子育て支援の位置づけ

保育所保育指針
第 1 章 総則
1 保育所保育に関する基本原則
(1) 保育所の役割
ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
(2) 保育の目標
イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。
(3) 保育の方法
カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

ように示されています。

保育所における子育て支援は、保育所の特性や保育士等の専門性を活かして行うこととされています。その具体的内容として、保育所保育指針「第 4 章 子育て支援」の「2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援」では、①保護者との相互理解、②保護者の状況に配慮した個別の支援、③不適切な養育等が疑われる家庭への支援が示されており、その範囲は多岐にわたっています。

特に、③には育児不安や虐待、子どもの障害、保護者自身の心身の障害、家族問題等、保育の専門性のみでは対応しきれないような多様な問題が含まれます。そのため、保育の専門性を基盤としつつも、場合によってはカウンセリングやソーシャルワークの知識・技術を活用しつつ、専門機関との連携を図ることが必要です。また、これらのケースにおいては、保育所全体での共通理解と連携のもとに、組織的に支援に取り組むことが重要です。

用語

ソーシャルワーク

「生活課題を抱える対象者と、対象者が必要とする社会資源との関係を調整しながら、対象者の課題解決や自立的な生活、自己実現、よりよく生きることの達成を支える一連の活動」をいう（厚生労働省「保育所保育指針解説書」(平成 20 年 4 月) 181 頁、「コラム：ソーシャルワークとは」より）。

メモ

》》 まとめの演習



あなたの勤務する保育所には、保護者に対する子育て支援に関する目標として、どのようなものがありますか？ また、これから保育所全体で共有したい子育て支援の目標として、どのようなものが考えられますか？ 現在の子育て支援の取組みの状況を踏まえて、考えてみましょう。



グループになり、上の演習であげた理念や目標を発表し、共有しましょう。

メモ
